

お知らせ

乳幼児感染予防策加算について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、6歳未満の乳幼児（マスクの正しい着用が難しく、診察時の体動が多く、症状の聴取が困難）において、小児科学会等が定めた指針に沿った感染予防策を講じ、指針に則った診療を行っている医療機関は、厚生労働省より令和2年12月15日付けで「乳幼児感染予防加算（100点）」の算定ができるとされています。（歯科の場合は「乳幼児感染予防加算（55点）」になります。）

当院では、院内感染予防策を講じ、乳幼児の方も安心して通院できる医療機関として、この加算を算定することとなりましたので、予めご承知おきください。

算定対象：6歳未満の乳幼児

算定期間：令和3年2月1日～

※なお、自治体からの補助(医療受給者証等)を受けている方は自己負担はありません。